

公益財団法人
新潟県スポーツ協会 創立100周年ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「公益財団法人新潟県スポーツ協会(以下「本会」という。)
創立100周年ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取
扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(使用の目的)

第2条 ロゴマークの適正な使用を通じて、本会創立100周年及び創立100周
年記念事業の効果的かつ適正な広報PRを図ることを目的とするものであつ
て、ロゴマークを使用する事業者等の営利活動や商品等の品質などを保証す
るものではない。

(ロゴマーク)

第3条 この要領におけるロゴマークは、別記のとおりとする。

(使用の範囲)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することが
できる。

- (1) 本会創立100周年又は本会創立100周年記念事業に係る広報PRをする
ために使用する場合
- (2) 本会創立100周年、本会創立100周年記念事業、又は新潟のスポーツ100
年への祝意、賛同や応援の意思を表明するために使用する場合
- (3) その他、本会が適当と認めた場合

(使用できない場合)

第5条 前条の使用の範囲にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき
は、ロゴマークは使用できないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき
- (2) 本会や本会創立100周年記念事業の品位又は信用を害するものと認めら
れるとき
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係
しているとき
- (4) 事業者等の営利又は宣伝のみを目的とするとき
- (5) 消費者の利益を害すると認められるとき
- (6) その他、本会が不適當と認めるとき

(使用の届出等)

第6条 第4条に定める使用の範囲であり、かつ前条に定める事項に該当しない場合で、ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ本会に対して次に掲げる事項を記載した書面(様式第1号)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を届け出ることによる使用できるものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 使用の詳細(使用場所及び制作数量その他)
- (3) 使用期間
- (4) 届出者の事業概要(設立目的、事業概要)及び連絡先

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

- (1) 本会、本会創立100周年記念事業実行委員会が使用する場合
- (2) 本会加盟団体が使用する場合
- (3) 新潟県スポーツ少年団及びその傘下の市町村スポーツ少年団や単位スポーツ少年団が使用する場合
- (4) 新潟県内の総合型地域スポーツクラブ(登録済みクラブに限る。)が使用する場合
- (5) 本会が共催、後援する事業、大会等において、その主催団体が使用する場合
- (6) 国又は県内市町村が使用する場合
- (7) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (8) 個人が営利目的ではなく、個人利用の目的でブログ・SNS、名刺等を使用する場合
- (9) 学校その他教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)が教育目的で使用する場合
- (10) その他、本会が適当と認める場合

(届出内容の変更)

第7条 前条第1項の届出をした者が、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ本会に対して変更内容等を記載した書面(様式第2号)又は電磁的記録を届け出ることによるものとする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークを使用できる期間は、届け出た日から、令和10年3月31日までとする。ただし、使用の届出において、それ以前の期限を付して届出があった場合には、当該届出期間の中で使用できるものとする。

(使用者の公表)

第9条 第6条第1項に定める届出を受理した場合は、その使用者名、使用状況等を、本会ウェブサイトや本会創立100周年に際し作成する記念誌等の広報物に掲載することができる。

(権利の譲渡の禁止)

第10条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、ロゴマークの使用を届け出たことによって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用上の遵守事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用することとし、本来の意匠との同一性を損なわないこと。
- (2) 第6条の定めにより届け出をした内容に限って使用すること。
- (3) 本会が必要に応じて行う照会(使用状況が分かる印刷物、物品、写真、電子ファイル等の提供を含む。)に応じること。

(使用料)

第12条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(権利設定の禁止)

第13条 使用者は、ロゴマークについて、商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第14条 本会は、使用者がこの要領に違反したときは、ロゴマークの使用に係る必要な改善指導・要求、警告又はその使用の中止を求めることができる。

- 2 前項に定める使用の中止の求めは、使用中止通知書(様式第3号)をもって行う。この場合、その旨を本会ウェブサイトで公表する。
- 3 使用の中止を求められた使用者は、直ちに中止に応じなければならない。また、ロゴマークを使用した物品等を使用することはできない。なお、使用の中止により使用者に生じる費用、損害等は、中止を求められた使用者が負担するものとする。
- 4 使用の中止により、第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。
- 5 この要領に違反した使用により、本会に損害又は損失が発生したときは、違反した使用者はその費用を負担しなければならない。

(責任の制限等)

第15条 ロゴマークを使用した者が、ロゴマークの使用によって、第三者との間で紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、本会は一切の責任を負わないものとする。

2 前条の定めにより、ロゴマークの使用中止を求められた者に損害が生じた場合でも、本会は一切の責任を負わないものとする。

3 ロゴマークを使用した使用者の物品の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負い、本会は一切の責任を負わないものとする。

4 使用者がロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合、本会は損害賠償、損害補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関する必要な事項は、本会の会長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年5月9日から施行する。ただし、第6条第1項は、令和7年7月25日から施行する。

別記（第3条関係）

【ロゴマーク】

カラー（指定色）

モノクロ



【使用上のルール】

- ・上記の指定色又はモノクロを使用するとともに、背景色も上記のとおり黒又は白とすること。
- ・拡大、縮小する場合は、縦横比を変更しないこと。
- ・その他、「公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年ロゴマーク使用マニュアル」のとおりとする。

公益財団法人新潟県スポーツ協会
会長 花角 英世 様

〒
届出者 住所 （所在地）
氏名 （名称及び代表者の氏名）

公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年ロゴマーク使用届出書

以下のとおり、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）創立100周年ロゴマークを使用しますので届け出ます。使用に当たっては、公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年ロゴマーク使用取扱要領及び同使用マニュアルの規定を遵守することについて同意します。

使用目的	<p>(1) 使用目的</p> <p><input type="checkbox"/> 本会創立100周年又は100周年記念事業をPRするため</p> <p><input type="checkbox"/> 本会創立100周年又は100周年記念事業等への祝意等を表明するため</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ※具体的にご記入ください。</p> <p>(2) ロゴマークに沿える文言</p> <p>※公益財団法人新潟県スポーツ協会の広報物との混同を避けるため、一文（欄外参照）を添えてください。</p>
使用の詳細	※商品名、パンフレットの名称、使用デザイン・原稿、制作部数及び使用場所など、使用の詳細を記入（別紙添付可）のうえ、使用見本を添付してください。
使用期間	※使用開始日を遡ることはできません。また、令和10年3月31日までの間で設定ください。 自 年 月 日 至 年 月 日
届出者の事業概要	<p>(1) 設立目的</p> <p>(2) 事業概要</p>
連絡先	<p>(担当者氏名)</p> <p>(電話番号)</p> <p>(メールアドレス)</p>

※本書は、メール送信又は郵送にて届け出てください。

メールアドレス：100th.anv@niigata-sports.or.jp

郵送先： 〒950-0933 新潟市中央区清五郎 67 番地 12 デンカビッグスワンスタジアム内
公益財団法人新潟県スポーツ協会創立 100 周年記念事業実行委員会事務局

【ロゴマークに沿える一文の例】

- ・ A社は、新潟県スポーツ協会創立 100 周年記念事業を応援しています。
- ・ B社は、新潟県スポーツ協会創立 100 周年をお祝いします。
- ・ C社は、新潟のスポーツ 100 年をお祝いします。
- ・ D社は、次の 100 年も新潟のスポーツを応援します。 など

令和 年 月 日

公益財団法人新潟県スポーツ協会
会長 花角 英世 様

〒
申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年ロゴマーク使用変更届出書

年 月 日付で届け出た公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年ロゴマークの使用内容について、以下のとおり変更しますので届け出ます。

変更内容	
連絡先	(担当者氏名) (電話番号) (メールアドレス)

※本書は、メール送信又は郵送にて届け出てください。

メールアドレス：100th.anv@niigata-sports.or.jp

郵送先： 〒950-0933 新潟市中央区清五郎 67 番地 12 デンカビッグスワンスタジアム内
公益財団法人新潟県スポーツ協会創立 100 周年記念事業実行委員会事務局

〒
届出者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名） 様

公益財団法人新潟県スポーツ協会
会 長 花 角 英 世

公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年ロゴマーク使用中止通知書

年 月 日付公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年ロゴマーク使用届出書により届け出た当該ロゴマークの使用については、公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年ロゴマーク使用取扱要領に違反したと認められることから、同要領第14条第1項に基づき、その使用中止を求めます。

この通知日以降、使用中止の対象となったものの使用、配布、掲示及び販売等は行わないでください。

なお、同条第3項及び第4項の定めにより、使用中止により生じる費用や損害があるなどの場合でも、本会は一切の責任を負いません。

記

- 1 使用中止の対象
- 2 使用中止の理由

公益財団法人新潟県スポーツ協会
創立100周年記念事業実行委員会事務局
担当：
Tel:025-287-8600 Fax:025-287-8601
E-mail: 100th.anv@niigata-sports.or.jp
〒950-0933 新潟市中央区清五郎67番12
デンカビッグスワンスタジアム内